

別表（第5条関係）

令和8年4月1日現在

| 対象施設等 | 物品の買入れ | 役務の提供 |
|---|--|--|
| <p>障害福祉サービス事業所等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 ・ 地域活動支援センター ・ 障害福祉サービス事業を行う施設 ・ 小規模作業所 ・ これらに準ずる者として知事の認定を受けた者 | <p>4,000万円未満まで</p> <p>※ 特定調達契約となる場合は、その規定によることになり、金額は令和10年3月31日までのもの</p> | <p>4,000万円未満まで</p> <p>※ 特定調達契約となる場合は、その規定によることになり、金額は令和10年3月31日までのもの</p> |
| <p>重度障害者多数雇用事業所 特例子会社 在宅就業障害者 在宅就業支援団体</p> | <p>300万円以下まで</p> | <p>200万円以下まで</p> |
| <p>障害者雇用企業</p> | <p>300万円以下まで</p> | <p>200万円以下まで</p> |